

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月10日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第2号

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県手数料徴収条例施行規則（平成12年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																					
<p>(納付の時期及び方法の特例)</p> <p>第2条 条例第4条ただし書の規定により、次の表の中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の右欄に掲げる納付の時期に納付するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="220 792 775 1464"><thead><tr><th>条例別表の項</th><th>手数料の名称</th><th>納付の時期</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>434の3の項</td><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	条例別表の項	手数料の名称	納付の時期	(略)			434の3の項	(略)		<p>(納付の時期及び方法の特例)</p> <p>第2条 条例第4条ただし書の規定により、次の表の中欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の右欄に掲げる納付の時期に納付するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="847 792 1402 1464"><thead><tr><th>条例別表の項</th><th>手数料の名称</th><th>納付の時期</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>434の3の項</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>500の項</td><td>講習手数料（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第11号に掲げる更新時講習のうちオンライン講習に係るものに限る。</u>）</td><td>免許証等の有効期間の更新を申請する際</td></tr></tbody></table>	条例別表の項	手数料の名称	納付の時期	(略)			434の3の項	(略)		500の項	講習手数料（ <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第11号に掲げる更新時講習のうちオンライン講習に係るものに限る。</u> ）	免許証等の有効期間の更新を申請する際
条例別表の項	手数料の名称	納付の時期																				
(略)																						
434の3の項	(略)																					
条例別表の項	手数料の名称	納付の時期																				
(略)																						
434の3の項	(略)																					
500の項	講習手数料（ <u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第11号に掲げる更新時講習のうちオンライン講習に係るものに限る。</u> ）	免許証等の有効期間の更新を申請する際																				
<p>2 条例第4条ただし書の規定により、次の表の右欄に掲げる手数料は、現金により納付するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="220 1608 775 1809"><thead><tr><th>条例別表の項</th><th>手数料の名称</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>502の2の項</td><td>(略)</td></tr><tr><td>503の2の項</td><td>保管場所標章交付手数料</td></tr></tbody></table>	条例別表の項	手数料の名称	(略)		502の2の項	(略)	503の2の項	保管場所標章交付手数料	<p>2 条例第4条ただし書の規定により、次の表の右欄に掲げる手数料は、現金により納付するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="847 1608 1402 1809"><thead><tr><th>条例別表の項</th><th>手数料の名称</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>502の2の項</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	条例別表の項	手数料の名称	(略)		502の2の項	(略)							
条例別表の項	手数料の名称																					
(略)																						
502の2の項	(略)																					
503の2の項	保管場所標章交付手数料																					
条例別表の項	手数料の名称																					
(略)																						
502の2の項	(略)																					
<p>(指定試験機関等への手数料の納付)</p> <p>第3条 条例第5条に規定する手数料は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、当該手数料は、それぞれ同表の右欄に掲げる指定試験機関等に納</p>	<p>(指定試験機関等への手数料の納付)</p> <p>第3条 条例第5条に規定する手数料は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、当該手数料は、それぞれ同表の右欄に掲げる指定試験機関等に納</p>																					

付するものとする。

条例別 表の項	手数料の名称	指定試験機関 等の名称
(略)		
500の項	講習手数料（道 路交通法（昭和 35年法律第105 号）第108条の2 第1項第2号に 掲げる取消処分 者講習に係るも のに限る。）	(略)
	講習手数料（道 路交通法第108条 の2第1項第10 号に掲げる初心 運転者講習に係 るものに限る。）	(略)

別表第1 (略)

条例別 表の項	手数料の 名称	減免の理由
(略)		(略)
184の項	(略)	

付するものとする。

条例別 表の項	手数料の名称	指定試験機関 等の名称
(略)		
500の項	講習手数料（道 路交通法第108条 の2第1項第2 号に掲げる取消 処分者講習に係 るものに限る。）	(略)
	講習手数料（道 路交通法第108条 の2第1項第10 号に掲げる初心 運転者講習に係 るものに限る。）	(略)
	講習手数料（道 路交通法第108条 の2第1項第14 号に掲げる若年 運転者講習に係 るものに限る。）	静岡県公安委 員会が道路交 通法第108条の 4第1項第3 号に基づき指 定している指 定講習機関

別表第1 (略)

条例別 表の項	手数料の 名称	減免の理由
(略)		(略)
184の項	(略)	
424の5 の項	宅地造成 又は特定 盛土等工 事中間検 査申請手 数料	

99の項	(略)
(略)	
488の項	(略)
492の項	(略)

99の項	(略)	
(略)		
488の項	(略)	
491の項	免許証交付手数料	被害が特に甚大な非常災害として知事が認めるものにより、 <u>免許情報記録個人番号カードのみを有する者が免許情報記録個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又はその者の免許情報記録個人番号カードの機能が損なわれた場合において、運転免許証の交付を申請するとき（同時に特定免許情報を記録することを申請する場合を除く。）。</u>
492の項	(略)	
492の2の項	特定免許情報記録手数料	1 被害が特に甚大な非常災害として知事が認めるものにより、 <u>運転免許証のみを保有する者が運転免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は道路交通法第93</u>

		<p><u>条の2の規定による記録を毀損した場合において、特定免許情報を記録することを申請するとき（同時に運転免許証の再交付を申請する場合を除く。）。</u></p> <p><u>2 被害が特に甚大な非常災害として知事が認めるものにより、免許情報記録個人番号カードを有する者が免許情報記録個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又はその者の免許情報記録個人番号カードの機能が損なわれた場合において、特定免許情報を記録することを申請するとき。</u></p>
<u>498の3の項</u>	<u>運転経歴証明書交付手数料</u>	<p><u>被害が特に甚大な非常災害として知事が認めるものにより、運転経歴情報記録個人番号カード（その者に係</u></p>

				<p>る運転経歴情報が記録された個人番号カードをいう。以下この項及び498の5の項の項において同じ。)のみを有する者が運転経歴情報記録個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又はその者の運転経歴情報記録個人番号カードの機能が損なわれた場合において、運転経歴証明書の交付を申請するとき(同時に運転経歴情報を記録することを申請する場合を除く。)</p>
498の4の項	(略)	498の4の項	(略)	
		498の5の項	<p>運転経歴情報記録手数料</p>	<p>1 被害が特に甚大な非常災害として知事が認めるものにより、運転経歴証明書のみを有する者が運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合において、運転経歴情</p>

					<p>報を記録することを申請するとき（同時に運転経歴証明書の再交付を申請する場合を除く。）。</p> <p>2 被害が特に甚大な非常災害として知事が認めるものにより、<u>運転経歴情報記録個人番号カード</u>を有する者が<u>運転経歴情報記録個人番号カード</u>を紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又はその者の<u>運転経歴情報記録個人番号カード</u>の機能が損なわれた場合において、<u>運転経歴情報を記録することを申請するとき。</u></p>
502の項	(略)			502の項	(略)
502の2の項	(略)			502の2の項	(略)
503の項	保管場所 標章交付 手数料	<p>1 <u>国又は地方公共団体に交付するとき。</u></p>			
503の2の項	保管場所 標章交付 手数料	<p>2 <u>学校教育法第1条に規定する学校に交付する</u></p>			

		とき。
504の項	保管場所 標章再交 付手数料	1 国又は地方公 共団体に再交付 するとき。 2 学校教育法第 1条に規定する 学校に再交付す るとき。

別表第2 (略)

条例別表 の項	手数料の名称
(略)	
491の項	免許証交付手数料
492の2 の項	(略)
492の3 の項	(略)
492の4 の項	(略)
(略)	
498の項	免許証更新手数料
(略)	
498の3 の項	運転経歴証明書交付手数料
499の項	(略)
(略)	

--	--

別表第2 (略)

条例別表 の項	手数料の名称
(略)	
491の項	免許証交付手数料(別表第1の 491の項の項の右欄に掲げるとき に係るものを除く。)
492の2 の項	特定免許情報記録手数料(別表 第1の492の2の項の項の右欄に 掲げるときに係るものを除く。)
492の3 の項	(略)
492の4 の項	(略)
492の5 の項	(略)
(略)	
498の項	免許証等更新手数料
(略)	
498の3 の項	運転経歴証明書交付手数料(別 表第1の498の3の項の項の右欄 に掲げるときに係るものを除 く。)
498の5 の項	運転経歴情報記録手数料(別表 第1の498の5の項の項の右欄に 掲げるときに係るものを除く。)
499の項	(略)
(略)	

<u>505の項</u>	(略)	<u>503の項</u>	(略)
--------------	-----	--------------	-----

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第1項の表及び第3条の表の改正、別表第1の改正（184の項の項の次に424の5の項の項を加える部分並びに503の項の項、503の2の項の項及び504の項の項を削る部分を除く。）並びに別表第2の改正（「505の項」を「503の項」に改める部分を除く。） 令和7年3月24日
- (2) 第2条第2項の表の改正、別表第1の改正（503の項の項、503の2の項の項及び504の項の項を削る部分に限る。）及び別表第2の改正（「505の項」を「503の項」に改める部分に限る。） 令和7年4月1日
- (3) 別表第1の改正（184の項の項の次に424の5の項の項を加える部分に限る。） 令和7年5月26日